

一般財団法人日本ビーチサッカー連盟

定 款

平成27年4月1日 作成

一般財団法人日本ビーチサッカー連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人日本ビーチサッカー連盟と称し、英文では Japan Beach Soccer Federation (略称 JBSF) と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会の社会的使命とその理念実現のために、ビーチサッカーチーム相互の研鑽に努め、わが国における地域社会に根ざしたビーチサッカー競技の健全な普及と発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年間ビーチサッカーリーグチャンピオンシップの開催及び運営に関する事業
2. 前号以外にこの法人が主催する競技会及びその他の開催・運営に関する事業
3. ビーチサッカーの普及及び啓発に関すること
4. ビーチサッカー競技の研究及び指導に関すること
5. ビーチサッカーに関する情報収集及び伝達に関すること
6. 加盟チームの競技力水準の向上に必要な事業に関すること
7. 加盟チーム相互の協力関係の強化に関すること
8. 将来性豊かな選手の育成に関すること
9. 事業に関する記録の作成及び保管に関すること
10. その他この法人の目的達成に必要な事業に関すること

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の事業遂行に要する経費は、次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加盟登録料
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

(剩余金の分配制限)

第7条 この法人は、設立者その他の者に対し、剩余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算書については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第10条 この法人の事業の遂行上必要があるときは、理事会の承認を経て特別会計を設けることができる。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第11条 この法人の目的及び趣旨に賛同し、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第55条第3号に定める9地域のビーチサッカー連盟等を統括し、その普及及び強化を行う団体（以下「地域ビーチサッカー連盟」という。）は、理事会の議決を経て、この法人の加盟団体になることができる。

- 2 各都道府県におけるビーチサッカーを統括している団体（以下「都道府県ビーチサッカー連盟」という。）は、前項の規定を準用し、この法人の加盟団体となることができる。
- 3 公益財団法人日本サッカー協会基本規程第56条に定めたサッカー又はフットサルチームは都道府県ビーチサッカー連盟及び地域ビーチサッカー連盟を経て本連盟に加盟するものとする。

(資格喪失)

第12条 都道府県ビーチサッカー連盟及び地域ビーチサッカー連盟は、次の事由により加盟団体の資格を喪失する。

- ① 当該ビーチサッカー連盟の解散
- ② 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会でのその地位の喪失
- ③ 除名

(除名)

第13条 この法人の加盟団体が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、理事総数の4分の3及び評議員総数の4分の3以上の同意による決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- ① この法人の名誉を傷つけ、またはその目的に違反する行為があったとき
- ② 加盟登録料を2年以上にわたり滞納したとき

(その他)

第14条 本定款の他、加盟団体に関する事項は、別に定める組織規程に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第 15 条 この法人に評議員 4 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の資格)

第 16 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一社財法」という。）第 65 条第 1 項に規定する者は、評議員になることができない。

(評議員の選任及び解任)

第 17 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員の選出方法については別に定める。

(評議員の職務及び権限)

第 18 条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款で定める事項につき承認を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対して必要と認める事項について助言する。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 20 条 評議員の報酬は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(評議員会の構成)

第 21 条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 22 条 評議員会は、次の事項及び一社財法に規定する事項に限り決議することができるものとする。

- ① 理事及び監事の選任及び解任
- ② 理事及び監事の報酬等並びに評議員、理事及び監事の報酬等の支給基準の承認
- ③ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- ④ 定款の変更
- ⑤ 事業の全部又は一部の譲渡
- ⑥ 法人の継続
- ⑦ 合併契約の承認
- ⑧ 残余財産の処分
- ⑨ 理事及び監事が評議員会に提出し、又は提出した資料を調査する者の選任
- ⑩ 評議員による招集の請求により招集された評議員会における、法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任

⑪ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(評議員会の開催)

第 23 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。
(評議員会の招集)

第 24 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の招集通知)

第 25 条 会長は、評議員会の日の 14 日前までに、その評議員会の目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第 26 条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の中から選出する。

(評議員会の決議)

第 27 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の賛成をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 定款の変更
- ③ 事業の全部又は一部の譲渡
- ④ 法人の継続
- ⑤ 合併契約の承認
- ⑥ その他法令で定められた事項

(評議員会の議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び会長がこれに署名又は記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
 - ② 副会長 1 名
 - ③ 専務理事 1 名
 - ④ 理事 9 名以上 22 名以内（三役を含む）
 - ⑤ 監事 2 名以内
 - ⑥ 本定款第 43 条に規定される名誉会長等 若干名
- 2 当法人の代表理事は、会長とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、副会長、専務理事を業務執行理事とする。

(会長及び副会長)

第30条 一社財法第65条第1項に規定する者は、理事又は監事になることができない。

(役員の選任及び解任)

第31条 理事及び監事は、次に掲げる区分に従い、評議員会の決議によって選任する。

- 2 各地域連盟から推薦された各地域連盟につき 1名
- 3 学識経験者 若干名
- 4 会長（代表理事）及び副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 事務局長 1名
- 6 理事及び監事は、この定款の定めに従い、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと
- 7 前項の場合においては、解任の決議を行う評議員会において、その理事又は監事に弁明の機会を与えるなければならない。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(会長及び副会長、専務理事の職務及び権限)

第33条 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行するものとする。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の遂行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、この定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 本定款の他、役員に関する事項は別に定める規程に従うものとする。

(役員に対する報酬等)

第36条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができます。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 本定款の他、役員に対する報酬等に関する事項は、別に定める規程に従うものとする

第7章 理事会

(理事会の構成)

第37条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 評議員会の招集に関する事項
- ② 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- ③ 重要な財産の処分及び譲り受け
- ④ 多額の借財
- ⑤ 重要な使用人の選任及び解任
- ⑥ 重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑦ 一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- ⑧ 一社財法第198条で準用する同法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- ⑨ その他この法人の業務の執行に関する事項（評議員会の決議を要する事項を除く。）

(理事会の招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会が予め定めた順位に従い、他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事を招集するときは、会長は各理事及び監事に対して付議すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の10日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、各理事の同意を得てこの期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、理事会が予め定めた順位に従い、他の理事がその職務を代行するものとする。

(理事会の決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一社財法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 名誉役員

(名誉会長、顧問及び参与)

第43条 この法人に、名誉会長を置くことができる。

2 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、評議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ、参与は理事会の諮問に応ずる。

5 本定款の他、名誉役員に関する事項は、別に定める規程に従うものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置く。

3 本定款の他、事務局に関する事項は、別に定める規程に従うものとする。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第45条 この法人に専門委員会及び大会実施委員会を設置する。

2 専門委員会及び大会実施委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める規程に従う。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附則

(設立者の名称、住所及び拠出する財産)

第49条 この法人の設立者の名称、住所及び設立に際して拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

東京都千代田区三崎町二丁目7番6号

株式会社東洋ビルサービス

拠出する財産及びその価額 現金300万円

(設立時の役員等)

第50条 この法人の設立時評議員、設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員 櫻井 大輔

設立時評議員	成田 和彦
設立時評議員	大立目 佳久
設立時評議員	前川 武
設立時評議員	川野 貴志
設立時評議員	森岡 勉
設立時代表理事	長與 博典
設立時理事	吉田 康
設立時理事	藤本 晴久
設立時理事	清水 俊博
設立時理事	大谷 浩志
設立時理事	藤川 佳久
設立時理事	松崎 正孝
設立時理事	櫻田 雅裕
設立時理事	横山 正樹
設立時理事	河原塚 肅
設立時理事	西脇 一行
設立時監事	市毛 和夫

(最初の事業年度)

第52条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第53条 この定款に定めのない事項については、すべて一社財法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般財団法人日本ビーチサッカー連盟を設立のため、設立者 株式会社東洋ビルサービス の定款作成代理人である司法書士 宮部 岳彦 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成27年4月1日

東京都千代田区三崎町二丁目7番6号
設立者 株式会社東洋ビルサービス
代表取締役 長與 博典

上記設立者の定款作成代理人

東京都千代田区神田錦町一丁目27番4号
司法書士 宮部 岳彦